

第4次千葉県住生活基本計画策定検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 第4次千葉県住生活基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し、本県の住宅事情及び住宅をとりまく社会経済情勢を踏まえ、必要な事項について検討するため、第4次千葉県住生活基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定に係る以下の事項に関すること。
 - ①基本的な方針
 - ②施策体系及び目標
 - ③目標達成に必要な基本的施策
- (2) その他、計画の策定に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 会議には、会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ県が召集する。

- 2 会長は、会議の座長となる。
- 3 会長又は県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、県土整備部都市整備局住宅課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、県が別に定める。

- 2 この会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例で設置される附属機関には該当しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から実施し、失効の時期は改めて定めるものとする。